

規約、及決議に違反したる時は日本労働組合評議会中央委員
会に申し脱退を勧告することを得、
但し前項の勧告に異議ある時は中央委員会に審議を求むる
を得。

第三章 機関

第七條

第八條

本地方評議会に左の機関を置く、
一 大会
二 執行委員会
三 常任委員会
四 事務局

一 大会は本地方評議会の最高機関とす。
但し大会は代議員総数の三分の二以上出席するに非らざれば成立せず。

二 大会は毎年日本労働組合評議会大会の直後に開催し執行委員
会を召集す。

但し執行委員会が必要と認めたる時はいつでも所屬組合員三分の
一以上の請求ありたる場合は臨時大会を開くことを得。

三 大会は左の割合を以て選出されたる代議員及執行委員会を
以て構成するものとす。
組合員五公名に對し一名。

但し労働半数以上に達する時は更に一名を加ふ。

執行委員は大会に於て發言権を有するも決議権なし。

四 大会は毎回議長一名、副議長一名を選挙し議長は大会書記

並に左の各種委員を若干名選任す、

一 資格審査委員
二 予算委員
三 会計審査委員

四 法規委員
五 議事委員

第九條

執行委員会

一 執行委員会は次期大会迄の決議執行機関にして大會にその
責任を負ひ毎月一回常任委員会が執行委員長の名によつて
之を召集す。

但し執行委員三分の二以上の請求ありたる時は常任委員会
の必要と認めたる時は臨時執行委員会を用くを得。

二 執行委員会は所屬組合を選挙区として左の割合により大会
に於て選挙されたる執行委員を以て構成す。

二百名未満 三名

二百名未満 四名

二百名未満 五名

二百名未満 六名

二百名未満 七名

二百名未満 八名

二百名以上 九名

二百名以上 十名

二百名以上 十一名

二百名以上 十二名

二百名以上 十三名

二百名以上 十四名